

船員保険・厚生年金保険 被保険者種別変更届

【手続概要】

この届出は、被保険者が乗り組む船舶の種類（※）が変わり、被保険者種別に変更があった場合に、事実発生日から10日以内に船舶所有者が行うものです。

※船舶の種類は以下のとおりです。

- ・ A 船・・・汽船または機帆船
- ・ C 船・・・次の①～③の漁船
 - ①母船式漁業に従事する漁船または汽船捕鯨業に従事する漁船
 - ②専ら漁獵場より漁獲物またはその化製品を運搬する業務に従事する漁船
 - ③漁業に関する試験、調査、指導、練習または取締業務に従事する漁船
- ・ D 船・・・C 船以外の漁船

【添付書類】

種別変更と同時に報酬月額に変更があり、変更後の報酬が歩合により支給される場合は、以下の書類が全て必要になります。

- ・ 船員保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎明細書（総括）
- ・ 船員保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎明細書（被保険者別）

※電子申請を利用して提出される場合は、画像ファイル（J-P-E-G形式）による添付データとして提出することができます。

【留意事項】

種別変更年月日が月の初日（1日）で、同日に報酬月額の変更がある場合は、この届出をもって報酬月額の変更を行います。それ以外の場合は、別途「船員保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更（基準日）届」をご提出ください（※）。

※報酬月額に変更がない場合、提出は必要ありません。

【提出先】

船舶所有者の所在地を管轄する船員保険を取り扱う年金事務所

【提出方法】

郵送、窓口持参、電子申請